

「東部北小学校」「東部南小学校」の校章デザインの選定について

(趣旨)

1 「東部北小学校」「東部南小学校」の校章デザイン案募集に応募されたデザイン案の中から、校章デザイン(候補)を選定するため必要な事項を定める。

(選定基準)

2 選定基準は次のとおりとする。

- (1)東部中学校区の“新しい小学校”のシンボルとしてふさわしいデザインであること。
- (2)東部中学校区での「めざす子ども像」を踏まえた校章としてふさわしいデザインであること。

東部中学校区「めざす子ども像」

- ・夢と責任を持ち、自らたくましく行動する子 <じぶんから>
- ・なかまや多様な人々とともに、学び合い高め合う子 <みんなと>
- ・地域を愛し、東部の未来をつくる子 <ここで>

(3)校区の児童、生徒、保護者及び地域が、将来にわたって親しみや愛着を持つデザインであること。

(4)縮小・単色・白黒使用に耐えられるものであること。

(5)デザインの趣旨が明確であること。

(選定方法)

3 選定方法は、第1次選定、第2次選定により行い、その手順は次のとおりとする。

(1)第1次選定

- ①「東部中学校区学校活性化協議会 総務部会」において、選定基準に基づき、応募のあった校章デザイン案の中から5点程度を候補として選定する。
- ②総務部会委員による投票または協議の上、総合的に判断して決定する。

(2)第2次選定

- ①「東部中学校区学校活性化協議会」において、総務部会で選定された候補の中から1点を選定する。
- ②活性化協議会委員による投票または協議の上、総合的に判断して決定する。